

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>1 . 登録申請書の受理等に際しての留意事項</p> <p>1 - 5 - 3 営業保証金取戻し公告を行う場合は、別紙様式13により、<u>金融庁長官に官報掲載を依頼する。</u></p> <p>4 . 監督</p> <p>(新設)</p>	<p>1 . 登録申請書の受理等に際しての留意事項</p> <p>1 - 5 - 3 営業保証金取戻し公告は、別紙様式13により行う。</p> <p>4 . 監督</p> <p><u>4 - 1 検査終了後のフォローアップ</u></p> <p><u>検査局及び財務局の検査部門が実施した証券投資顧問業者に対する検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>改善報告書の提出命令</u></p> <p><u>法令に抵触する行為等が認められた場合又は前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適切と認められる場合には、法第36条第1項に基づき改善報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p><u>また、合併等によりシステム統合等を予定している証券投資顧問業者において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適切と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制(内部監査含む)等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずる</u></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="188 651 555 683"><u>4 - 1</u> 法定帳簿の保存方法</p> <p data-bbox="215 753 1102 932">法第 34 条に規定する帳簿書類については、次の<u>4 - 1 - 1</u>及び<u>4 - 1 - 2</u>の要件を満たす場合は規則第 32 条第 3 項に定める「投資者保護上問題がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法により保存が認められる。</p> <p data-bbox="188 989 600 1021"><u>4 - 1 - 1</u> ~ <u>4 - 1 - 2</u> (略)</p> <p data-bbox="188 1078 1102 1251"><u>4 - 1 - 3</u> 財務局長等は、規則第 32 条第 3 項の規定に基づき法定帳簿の保存を行う投資顧問業者から、あらかじめ、<u>4 - 1 - 1</u>又は<u>4 - 1 - 2</u>の要件が満たされている旨を証する届出書(正本 1 部及びその写し 1 部)を受領する。</p> <p data-bbox="188 1308 1102 1385"><u>4 - 1 - 4</u> <u>4 - 1 - 3</u>に規定する届出書には、次に掲げる書類が添付されているかを確認する。</p> <p data-bbox="215 1398 448 1430">(1) ~ (4) (略)</p>	<p data-bbox="1182 306 1352 338"><u>ものとする。</u></p> <p data-bbox="1155 402 1424 434">(2) <u>改善状況の把握</u></p> <p data-bbox="1182 446 2042 574"><u>改善報告書に記載された事項の実施状況、指摘事項の改善状況について、必要であると認められる場合にはヒアリング等を実施し、フォローアップに努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 638 1496 670"><u>4 - 2</u> 法定帳簿の保存方法</p> <p data-bbox="1155 740 2042 912">法第 34 条に規定する帳簿書類については、次の<u>4 - 2 - 1</u>及び<u>4 - 2 - 2</u>の要件を満たす場合は規則第 32 条第 3 項に定める「投資者保護上問題がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法により保存が認められる。</p> <p data-bbox="1128 976 1541 1008"><u>4 - 2 - 1</u> ~ <u>4 - 2 - 2</u> (略)</p> <p data-bbox="1128 1072 2042 1244"><u>4 - 2 - 3</u> 財務局長等は、規則第 32 条第 3 項の規定に基づき法定帳簿の保存を行う投資顧問業者から、あらかじめ、<u>4 - 2 - 1</u>又は<u>4 - 2 - 2</u>の要件が満たされている旨を証する届出書(正本 1 部及びその写し 1 部)を受領する。</p> <p data-bbox="1128 1308 2042 1385"><u>4 - 2 - 4</u> <u>4 - 2 - 3</u>に規定する届出書には、次に掲げる書類が添付されているかを確認する。</p> <p data-bbox="1155 1398 1370 1430">(1) ~ (4) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>4 - 2</u> 営業報告書</p> <p><u>4 - 2 - 1</u> 投資顧問業者営業報告書簿を作成するために、規則別紙様式第 22 号及び第 23 号のうち、<u>4 - 2 - 4(1)</u>に掲げる該当部分の写し一部が添付されているか、確認する。</p> <p><u>4 - 2 - 2</u> ~ <u>4 - 2 - 3</u> (略)</p> <p><u>4 - 2 - 4</u> 投資顧問業者営業報告書簿</p> <p>(1) 投資顧問業者営業報告書簿は、営業報告書の副本の、規則別紙様式第 2 2 号第 1 面から第 3 面まで及び第 5 面から第 8 面並びに規則別紙様式第 2 3 号第 1 面から第 4 面により作成する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>4 - 3</u> 営業報告書</p> <p><u>4 - 3 - 1</u> 投資顧問業者営業報告書簿を作成するために、規則別紙様式第 22 号及び第 23 号のうち、<u>4 - 3 - 4(1)</u>に掲げる該当部分の写し一部が添付されているか、確認する。</p> <p><u>4 - 3 - 2</u> ~ <u>4 - 3 - 3</u> (略)</p> <p><u>4 - 3 - 4</u> 投資顧問業者営業報告書簿</p> <p>(1) 投資顧問業者営業報告書簿は、営業報告書の副本の、規則別紙様式第 2 2 号第 1 面から第 3 面まで及び第 6 面から第 9 面並びに規則別紙様式第 2 3 号第 1 面から第 2 面及び第 4 面から第 5 面により作成する。</p> <p>(2) (略)</p>